



2021年4月26日

各 位

会 社 名 ワタベウェディング株式会社  
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 花房 伸晃  
(コード番号 : 4696 東証第一部)  
問 合 せ 先 執行役員 グループ管理本部長 鈴木眞治  
(TEL : 075-778-4111)

## 事業再生ADR手続における第2回債権者会議に関するお知らせ

当社は、2021年3月19日付「第三者割当による新株式発行及び定款の一部変更、株式併合及び単元株式数の定め廃止並びに親会社、主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動についてのお知らせ」及び「事業再生ADR手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、同日付で、興和株式会社（以下「割当予定先」）からスポンサー支援を受け、その完全子会社となること（以下「本件完全子会社化取引」）を目的として、割当予定先と出資契約（以下「本出資契約」）を締結すると共に、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、「産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続」（以下「本事業再生ADR手続」）の下で事業再生に取り組んでおります。

当社は、本日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）において、本出資契約の内容を踏まえ、割当予定先との協議を経て作成した事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」）を本事業再生ADR手続の対象であるお取引金融機関（以下「本対象債権者」）に対してご説明いたしました。また、本事業再生ADR手続の手続実施者より、本対象債権者に対して、本事業再生計画案に係る調査結果をご報告いただきました。今後、本対象債権者において上記調査結果を踏まえて当社の事業再生計画案の内容をご検討いただくこととなりますので、当社といたしましてもご理解を賜るよう努め、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。

なお、当社は、本事業再生計画案において、本対象債権者に対して、総額約9,078百万円（当社の本対象債権者からの借入金総額18,500百万円（2020年12月末時点。以下「対象借入債務」）の約49.07%）の債務免除と、かかる債務免除後の対象借入債務の残高についての一定期間の弁済猶予をお願いしております。

また、本事業再生計画案においては、事業面の施策として、①リゾート挙式事業における拠点の整理、②ホテル事業の再編、③人件費の削減及び④固定資産の売却を柱とする「WATABE Sustainable Plan」の実行を掲げております。

なお、割当予定先は、本出資契約において、①本出資契約の締結日以降速やかに（遅くとも本事業再生ADR手続における事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）の前に）、本事業再生計画案の内容に基づく当社及び本対象債権者との間の残存する借入金残高の条件変更に係る契約

の締結及び本件第三者割当の実行完了を条件として上記の債務免除後の対象借入債務の残高について連帯保証を行う旨の保証書を本対象債権者に対して差し入れること、並びに、②本件第三者割当の実行完了後、当社の資金需要が生じた際には、その責任において当社の資金繰りを支援することを約しており、本事業再生計画の成立後は、割当予定先の支援の下、当社事業の再建を目指して参ります。

本事業再生ADR手続及び本件完全子会社化取引に関する今後のスケジュールは以下のとおりです。但し、当該スケジュールは、手続の進捗状況等によって変更・続行される可能性がある点にご留意下さい。また、本件完全子会社化取引の詳細については、2021年3月19日付「第三者割当による新株式発行及び定款の一部変更、株式併合及び単元株式数の定め廃止並びに親会社、主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動についてのお知らせ」をご参照ください。

本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議 (第3回債権者会議)	2021年5月27日(木)(予定)
本臨時株主総会開催日	2021年5月28日(金)(予定)
本件第三者割当に係る本新株式の発行日	2021年5月31日(月)(予定)
当社普通株式の東京証券取引所における整理銘柄への指定日	2021年5月31日(月)(予定)
本無償譲渡の実行日	2021年6月23日(水)(予定)
当社普通株式の東京証券取引所における売買最終日	2021年6月25日(金)(予定)
当社普通株式の東京証券取引所における上場廃止日	2021年6月28日(月)(予定)
本株式併合効力発生日	2021年6月30日(水)(予定)

(注) 本事業再生計画案において本対象債権者に要請している債務免除額の総額約9,078百万円の当社個別の直前事業年度の末日の債務総額約22,215百万円(貸借対照表上の負債勘定から各種引当金を控除した額)に対する割合は約40.86%となります。そのため、本事業再生計画案が成立し、本対象債権者から債務免除のご同意をいただいた場合には、かかる債務免除は東京証券取引所の有価証券上場規程第601条第1項第7号に定める上場廃止基準に該当します。また、本臨時株主総会で本株式併合に係る議案をご承認いただいた場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程第601条第1項第18号の3に定める上場廃止基準に該当します。

したがって、2021年5月27日(木)開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)で本事業再生計画案が成立した場合には、上記の整理銘柄指定日等の予定に変更が加わる可能性があります。

以上